

長久手市みんなでつくるまち条例検証会議設置要綱

(目的)

第1条 市民主体のまちづくりを目指し、まちづくりの理念や原則などの基本的なルールを定めた長久手市みんなでつくるまち条例（以下「条例」という。）

第21条の規定に基づき、本条例に沿ってまちづくりが行われているかについて検証を行うため、長久手市みんなでつくるまち条例検証会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、条例に沿ったまちづくりができているかについて検証を行い、検証結果を市長に報告することとする。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉関係者及びボランティア関係者
- (3) 市民活動団体の代表
- (4) まちづくり協議会又は自治会連合会・区長会の代表
- (5) 商工会の代表
- (6) 観光交流協会の代表
- (7) 公募による市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 会議に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第7条 会議の開催にあたっては、委員長が招集する。ただし、最初で開催される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数の時は委員長の決すると

ころによる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の内容により公開に支障があると委員長が判断した場合はこの限りではない。

(オンライン開催)

第9条 委員長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。

2 委員及び事務局が前項の方法による場合には第7条の出席とみなす。

(書面開催)

第10条 委員長が会議の決意の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(事務局)

第11条 会議の事務局は、市長公室企画政策課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。